- 5 住宅用火災警報器
 - (1) 趣旨

住宅用火災警報器は、平成 23 年 6 月 1 日に既存住宅を含め全ての住宅への設置が義務化され、 10 年以上が経過し、未設置住宅への設置普及はもとより、既設住宅での適正管理が課題となっています。住宅火災の被害の軽減に向けて、住宅用火災警報器の点検及び交換の促進を図る取組及び広報を実施します。

- (2) 実施方法
 - ア 自治会・町内会における「住宅用火災警報器の一斉点検※」の実施 各消防署において、「自治会町内会あて依頼文例」を活用し、自治会町内会への 働きかけを行い、要望に応じて一斉点検の支援をしてください。
 - | ※ 住宅用火災警報器の一斉点検とは | 白治令。町内令等で、住宅田火災警報器の占検口時2

自治会・町内会等で、住宅用火災警報器の点検日時を決め、消防署と連携し地域で一斉に点検をするもので、令和4年 度に市連会及び区連会において提案した取組です。(消防署の取組事例)も参考としてください。

イ 住宅用火災警報器の取付け支援

高齢者や障がい者等、取付けが困難な世帯のうち、支援を希望する世帯を対象に、 職員が訪問し取付け支援を実施してください。また、設置後のトラブルを回避する ため、住宅用火災警報器取付け支援依頼書を作成し、内容について依頼者が了承し た上で、署名を求めてください。

- ※ 住宅用火災警報器は、市民が事前に購入する等により所有していることを条件 とします。
- ウ 子どもを通じた啓発 お出かけ防災教室等の機会をとらえ、児童の住宅用火災警報器への理解促進を 図り、自宅において保護者等に対し交換、点検を促すよう指導してください。
- エ その他の啓発 住宅用火災警報器の設置・点検・交換の促進に向け、火災予防運動や防災指導等 の機会を通じ、よこはま防災 e-パークなどの広報媒体を活用し、効果的な啓発活 動を実施してください。

- (3) 報告
 - ア 四半期報告(翌月10日までに報告をお願いします)
 - ※ 必要に応じて、依頼することがあります。
 - イ報告方法
 - AINET「予防のトビラ」から報告をお願いします。
 - ウ 報告様式
 - AINET「予防のトビラ」に掲載している様式から報告をお願いします。
- (4) 参考資料(通知、様式など)指導教材は、Ⅱ実践編に掲載しています。

資料名	内容	保存場所
よこはま防災e-パーク(職員用ページ)	防火・防災普及啓発マニュアルや指導用教 材などを格納しています。	リンク:よこはま防災e-パーク
住宅用火災警報器設置・交換の促進につい て(通知)		
住宅用火災警報器取付け支援の実施について(通知)		AINET「予防のトビラ」
住宅用火災警報器広報用チラシ(通知)		
報告様式		

報告要領

① AINET「予防のトビラ」を選択



② 「報告」を選択

■ 申請書様式等

初期消火器具整備費補助金交付要綱 316.7KB

各種報告関係 各種報告をするページです | 報告 | 初期消火器具関係 | ② 初期消火器具関係 | ③ 初期消火器具整備補助事業補助金交付の手引き(自治会町内会用)1.7MB | ③ 初期消火器具整備費補助事業補助金交付の手引き(担当者用)1.7MB | ③ 初期消火器具整備費補助事業補助金交付の手引き(担当者用)1.7MB | ③ 初期消火器具指導マニュアル | ⑤ スタンドパイプ式初期消火器具取扱要領 | ⑤ 市民のための火災消火要領 | ⑤ 初期消火器具の道路占用ガイド797.6KB | 市民への提供は不可です。

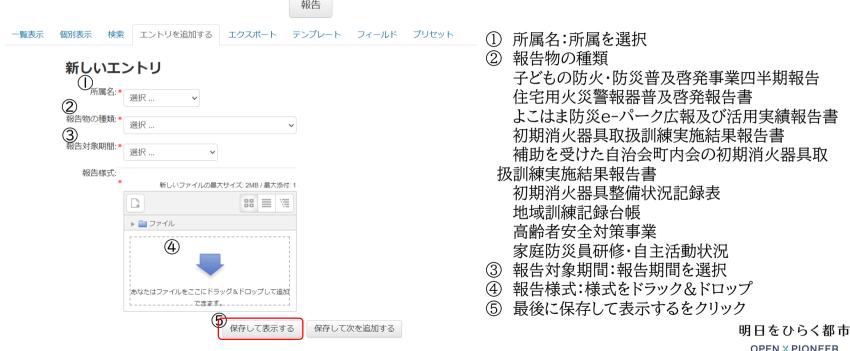
明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

③「報告」を選択

報告



④ 所属名、報告物の種類、報告対象期間をタブから選択し、報告様式をドラック&ドロップ



目日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA

⑤ 「保存して表示する」をクリックすると、一覧に表示され、報告が完了します。 報告者しか削除できません。

